

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- 施設名……………介護老人保健施設しおかわ福寿の里
- 開設年月日……………平成7年4月1日
- 所在地……………山梨県北杜市須玉町藤田787番地
- 電話番号……………0551-42-4604
- ファックス番号……………0551-42-4101
- 管理者名……………施設長 須田 利樹
- 介護保険指定番号…1951980000

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設しおかわ福寿の里の運営方針]

- 施設は、介護老人保健施設サービスを提供するにあたり、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、利用者のその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。
- 施設は、介護老人保健施設サービスを提供するにあたり、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
- 施設は、介護老人保健施設サービスを提供するにあたり、明るく家庭的な雰囲気を作り、地域と家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設及びその他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 施設は、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスを提供するにあたり、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 事業所は、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスを提供するにあたり、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

(3) 施設の職員体制

医 師
看 護 師・准 看 護 師
介 護 福 祉 士・介 護 職 員
理 学 療 法 士
作 業 療 法 士
管 理 栄 養 士
支 援 相 談 員
介 護 支 援 専 門 員
事 務 員・業 務 員

※夜勤体制は 20:45～翌朝 7:15 まで看護介護職員 2 名とする。(但し、常時併設塩川病院医師及び看護師と連絡対応体制をとる。)

(4) 入所定員 70 名《療養室 18 室 (3 人室… 2 室、4 人室… 16 室)》全室多床室

(5) 通所定員 20 名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護) 計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 計画の立案
- ④ 食事 (食事は原則として食堂でおとりいただきます。)
朝食 8 時 00 分 ～ 8 時 45 分
昼食 12 時 00 分 ～ 12 時 45 分
夕食 18 時 00 分 ～ 18 時 45 分
- ⑤ 入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低 2 回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じ、また感染防止対策のために清拭となる場合があります。)
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護 (退所時の支援も行います)
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 理美容サービス (希望により原則月 1 回実施します。)
- ⑫ 基本時間外施設利用サービス (何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用)
- ⑬ 行政手続援助
- ⑭ その他

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 協力医療機関
 - ・ 名 称：北杜市立塩川病院（併設病院）
 - ・ 住 所：山梨県北杜市須玉町藤田 773 番地
- ・ 協力歯科医療機関
 - ・ 名 称：阿久津歯科医院
 - ・ 住 所：山梨県北杜市高根町箕輪新町 265

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、入所受付時にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
 - ✓ 面会…事務室前の面会コーナーでの面会になります。感染症等予防のため、体調不良の方や感染の可能性の高い方の面会にご遠慮下さい。面会日や面会時間については別紙「面会のご案内」でご確認下さい。なお、感染症等の流行状況により面会制限をさせていただく場合がありますのでご承知おき下さい。
 - ✓ 外出・外泊…事前に「外泊・外出願」を提出の上、看護師の指示に従って下さい。
 - ✓ 飲酒・喫煙…飲酒はご遠慮下さい。敷地内禁煙です。
 - ✓ 所持品・備品等の持ち込み…所持品一覧表にてご確認の上、お名前の記入をお願い致します。金銭・貴重品につきましては施設では管理できませんので持ち込みはご遠慮願います。
 - ✓ 外泊時等の施設外での受診…入所中における医学的管理は施設において行います。外泊時等やむを得ず他の医療機関にかかった場合は、必ず職員にお申し出下さい。
 - ✓ ペットの持ち込み…衛生上の問題により、ペットは持ち込めませんのでご理解ください。

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 避難階段 2 箇所・非常口 4 箇所・療養室廊下等の内装材料・屋内消火栓 3 箇所・屋外消火栓 1 箇所・スプリンクラー設備・自動火災報知設備・非常通報装置・漏電遮断設備・非常警報装置・救助袋 1 箇所・防火用水・誘導灯・消火器・消火栓・発電機・エアーストレッチャー・防犯カメラ・センサー付きライト
- ・ 防災訓練 2 回／年 [避難訓練・通報訓練・消火訓練・夜間想定訓練]

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。(電話0551-42-4604)

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、正面玄関ホールに備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

なお、当施設以外に、「山梨県国民健康保険団体連合会（電話055-233-2111）」でも要望や苦情を受け付けております。

8. その他

当施設についての詳細は、事務窓口にて職員にお聞き下さい。

